

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

揖斐川町長 岡部 栄一

市町村名 (市町村コード)	揖斐川町 (214019)
地域名 (地域内農業集落名)	藤橋地区 (西横山、東横山、鶴見、東杉原、徳山、開田、山手、櫛原、塚、戸入、門入)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の大半が高齢であり、主に自家消費用の野菜等を栽培している。
- ・山間部に位置する地区であるため、猿などの獣害が多く、安定した収量も確保することができない。
- ・基盤整備等も困難な地区であり、持続的な農業や農地の維持管理も厳しい状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在も農業を続けている農家を守るために、獣害に対する対策をし、安定した収量確保ができるよう取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地および周辺の農地を農業上の利用が行われている区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
藤橋地区では農業上の利用が行われる農用地等の区域については集積・集約済。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて農地中間管理機構を通じた利用権設定等を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域については、地域の中で検討を重ねる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、地元の意向を踏まえつつ町及び関係機関で連携し、経営体の確保・育成まで支援をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農業協同組合等の農業サービス事業者等への農作業委託を依頼し、活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①シカ、サル等の被害が多いため、補助金等を利用し、侵入防止柵の設置及び管理を地域で実施する。